

セゾン投信総合取引約款・規程集新旧対照表

セゾン投信総合取引約款・規程集の該当箇所を<変更前>から<変更後>の内容に訂正します。下線部は変更部分を示します。

当該改定は、2025 年 9 月 18 日より改定します。

（下線部変更箇所）

<変更後>	<変更前>
セゾン投信総合取引約款 （「総合取引」のお申込み） 第 3 条 （省略） （2）お客さま<u>及びお客さまの代理人</u>が第 4 条に定める「反社会的勢力」と判明した場合 （個人番号の届出及び番号確認） 第 5 条 お客さまは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、個人番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等<u>及び監督当局のガイドライン等</u>が定める場合に、お客さまの個人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令<u>及び監督当局のガイドライン等</u>の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （「総合取引」のご解約・取引の制限） 第 8 条 （省略） 3. 法令に基づく本人確認ができないとき、その他法令諸規則またはこの約款に基づいて当社がお客さまに求める事項に応じていただけなかったとき取引の制限等を設ける場合があります。 （1）当社は、お客さま（法人のお客さまの場合は実質的支配者を含みます）の職業、地位、事業の内容、国籍もしくは設立地国、在留期間、居住地、取引目的、資産、収入の状況、資金源、その他当社が必要と判断した事項（以下、「お客さま等情報」といいます）または具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。	セゾン投信総合取引約款 （「総合取引」のお申込み） 第 3 条 （省略） （2）お客さまが第 4 条に定める「反社会的勢力」と判明した場合 （個人番号の届出及び番号確認） 第 5 条 お客さまは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、個人番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 （「総合取引」のご解約） 第 8 条 （省略） （新設）

(2) お客さまから正当な理由がなく上記(1)の届け出がない場合、上記(1)の各種確認や資料の提出の依頼に対し何ら回答なく指定された期限を経過した場合、その他お客さまがこの約款に違反したはお客さま等情報もしくは具体的な取引の内容等に照らしお客さまとの取引を継続することが不適切と当社が判断した場合は、当社は、お客さまに通知することなく入出金を含む取引の一部もしくは全部を制限または停止することがあります。

(3) 上記(1)に定める各種確認や資料提出の依頼に対するお客さまの回答および提出資料の内容、具体的な取引内容、お客さまの説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合は、当社は、お客さまに通知することなく入出金を含む取引の一部または全部を制限または停止することがあります。

(4) 上記(2)(3)に定めるいずれの取引制限についても、お客さまからの合理的な説明等にもとづき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合、当社は上記(2)(3)に基づく取引の制限等を解除します。

(買付)

第19条 (省略)

3. 当社へご入金いただいてから一定期間、投資信託の買付申込みが行われなかったときは、当社が定める方法により「買付可能金額」を全額返金する場合があります。

(免責事項)

第38条 (省略)

(2) 「セゾン投信ネット取引」において、入力された「部店」、「口座番号」、「ログインパスワード」が、あらかじめ当社に登録されている「部店」、「口座番号」、「ログインパスワード」と一致していること並びに当社が定める追加的な本人認証手続きを実施した場合は認証が完了したことを確認して、当社が「取引」を受け付けしたとき又はお手続きを行ったとき。

(買付)

第19条 (省略)

(新設)

(免責事項)

第38条 (省略)

(2) 「セゾン投信ネット取引」において、入力された「部店」、「口座番号」、「ログインパスワード」が、あらかじめ当社に登録されている「部店」、「口座番号」、「ログインパスワード」と一致していることを確認して当社が「取引」を受け付けしたとき又はお手続きを行ったとき。

定期積立プラン取扱い規程 (申込み) 第3条 (省略) 2. (省略) (1) 各「指定銘柄」の「払込金」の額は、<u>1,000 円</u>以上 <u>1円</u>の整数倍の金額とします。 (省略) 3. なお、年2回まで、お客さまにご指定いただく月(以下「増額月」という)に限り、通常月と異なる「払込金」の申込みを行っていただくことができます。	定期積立プラン取扱い規程 (申込み) 第3条 (省略) 2. (省略) (1) 各「指定銘柄」の「払込金」の額は、<u>5,000 円</u>以上 <u>1,000 円</u>の整数倍の金額とします。 (省略) 3. なお、年2回まで、お客さまにご指定いただく月(以下「増額月」という)に限り、通常月と異なる「払込金」の申込みを行っていただくことができます。 <u>この「増額月」の「払込金」の額は原則として、10,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。</u>
セゾン投信ネット取引取扱い規程 (本人認証) 第7条 (省略) 2. 「取引」に際して前項の他に<u>当社が定める追加的本人認証方法をご利用いただく必要があります。</u> 3. 上記以外にもお届けされたメールアドレスにお送りする追加認証コードを用いる等、<u>当社が定める追加的本人認証を行う場合があります。この目的を達成する為に複数名で同一メールアドレス等を共有されている場合は、同メールアドレス等の変更・共有解消をお願いすることがあります。</u>	セゾン投信ネット取引取扱い規程 (本人認証) 第7条 (省略) 2. 希望するお客さまは「取引」に際して前項の他に<u>追加の認証コードを利用いただけます。携帯電話端末にお送りするワンタイムパスワードや認証アプリによる認証コード等を用いて追加の本人認証を行うことができます。</u> 3. 上記以外にもお届けされたメールアドレスにお送りする追加認証コード等を用いて<u>本人確認</u>を行う場合があります。
電子交付サービス取扱い規程 (申込み) 第2条 お客さまが本規程を承諾され、当社所定の申込書その他、<u>当社所定の方法にてお申込みいただき、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</u> (削除)	電子交付サービス取扱い規程 (申込み) 第2条 お客さまが本規程を承諾され、当社所定の申込書に<u>必要事項を記入いただき申込みいただくもの</u>とします。 <u>2. お客さまは、以下の各号のすべてに該当する場合に、「本サービス」をご利用いただけます。</u> (1) 当社に「総合取引」の申込みをいただいたうえ、「本サービス」の利用を申込みいただけること (2) お客さまに原則として、「セゾン投信ネット取引取扱い規程」に定める「セゾン投信ネット取引」のご利用申込みをいただいていること

(電子交付する書面) 第3条 (省略) (削除) <u>2. 電子交付する書面の一部のみを電子交付により、それ以外を書面交付にすることは原則としてできません。</u> 定期換金サービス（セゾン定期便）取扱い規程 (お申込み) 第3条 (省略) 4. 年率でのお申込み可能な1回当たりの解約代金は、初回お申込み時点において10,000円以上1円の整数倍の金額とします。 (「定期換金サービス」による解約) 第5条 (省略) (1) 金額による場合は、指定された金額になるように、解約を行います。解約代金から所定の手数料、税金などが差し引かれる場合があります。また、指定銘柄を全て解約しても、指定された金額に満たない場合 <u>又は当社の定める取引注文を行える金額が指定された金額に満たない場合は、当該指定銘柄を全て解約します。</u> (お申込内容の変更) 第6条 (省略) 2. 指定条件変更時における1回当たりの解約代金は、5,000円以上1円の整数倍の金額又はそれに相当する口数を下限とします。ただし、年率での変更時におけるお申込み可能な1回当たりの解約代金は、<u>5,000円以上に相当する解約率とします。</u> 未成年口座（こども口座）取扱い規程 (新設のため総合取引約款・規程集をご覧ください)	<u>(3) 当社が電子交付する書面を、お客さまが印刷機器を利用して印刷又はお客さまの記憶媒体に保存ができること</u> (電子交付する書面) 第3条 (省略) <u>2. 電子交付と書面による交付を併用いただくことはできません。</u> <u>3. また、電子交付する書面の一部のみを電子交付により、それ以外を書面交付にすることは原則としてできません。</u> 定期換金サービス（セゾン定期便）取扱い規程 (お申込み) 第3条 (省略) 4. 年率でのお申込み可能な1回当たりの解約代金は、初回お申込み時点において10,000円以上1円の整数倍の金額とし、<u>2回目以降5,000円を下限とします。</u> (「定期換金サービス」による解約) 第5条 (省略) (1) 金額による場合は、指定された金額になるように、解約を行います。解約代金から所定の手数料、税金などが差し引かれる場合があります。また、指定銘柄を全て解約しても、指定された金額に満たない場合は、当該指定銘柄を全て解約します。 (お申込内容の変更) 第6条 (省略) 2. 指定条件変更時における1回当たりの解約代金は、5,000円以上1円の整数倍の金額又はそれに相当する口数を下限とします。ただし、年率での変更時におけるお申込み可能な1回当たりの解約代金は、<u>初回時同様にお申込み時点において10,000円以上1円の整数倍の金額とし、変更時2回目以降5,000円を下限とします。</u>
--	---